

電気料金メニュー約款

【陸前高田しみんエネルギー オール電化プラン】

2025年7月15日 実施

陸前高田しみんエネルギー株式会社

目 次

1	実施期日	1
2	定 義	1
3	適用条件	2
4	供給電気方式，供給電圧および周波数	2
5	契約電流	2
6	電気料金	3
7	適用期間	4
8	契約電流の変更	5
9	本料金約款の変更および廃止	5

電気料金メニュー【陸前高田しみんエネルギーオール電化プラン】（以下、「本料金メニュー」といいます。）の約款（以下、「本料金約款」といいます。）は、当社のでんき需給約款（以下、「でんき需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、本料金約款に定める基本料金、電力量料金、および最低月額料金における基準単価の金額は、すべて消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

本料金約款は、2025年7月15日より実施します。

2 定 義

次の言葉は、本料金約款において、それぞれ次の言葉で使用します。

なお、でんき需給約款に定義される言葉は、本料金約款においても同様の意味で使用します。

（1）貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

3 適用条件

本料金メニューは、電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- （1）契約電力が原則として50キロワット未満であること、または契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること
- （2）1需要場所において、低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において、低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1) に該当し、かつ、(2) の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものとします。

5 契約電力

- (1) 契約電力は、50キロワット未満とし、1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

- (2) 送配電事業者によって、契約電力に応じて、電流制限器その他の適当な装置または電流を制限する計量器が取り付けられます。

ただし、お客さまにおいて使用する最大電力が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電力が契約電力を超えるおそれがないと認められる場合は、電流制限器その他の適当な装置または電力を制限する計量器が取り付けられないことがあります。

6 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金およびでんき需給約款別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

（1）基本料金

基本料金は、1 か月につき次のとおりとします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

1 契約につき最初の 10 キロワットまで	2376.00 円
上記を超える 1 キロワットにつき	479. 60 円

（2）電力量料金

1 か月の電力量料金は、でんき需給約款 2 0（電気料金の算定期間）に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	28.27 円
-------------	---------

（3）最低月額料金

（1）および（2）によって計算された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 か月の電気料金は、次の最低月額料金およびでんき需給約款別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1 契約につき	350 円
---------	-------

7 適用期間

（1）本料金メニューの適用開始日は、でんき需給約款 6（需給契約の申込み）に定める需給契約の申込みの場合は、でんき需給約款 1 0（供給の開始）（1）に

定める需給開始日とし、でんき需給約款 3 8（需給契約の変更）に定める需給契約の変更の場合は、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量期間等の始期とします。

（2）本料金メニューの適用期間は、（1）に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量期間等の終期の前日（以下、「満了日」といいます。）までとします。

（3）満了日までに、でんき需給約款 3 8（需給契約の変更）にもとづき、本料金メニューの変更の申込みがない場合は、満了日の翌日からその1年目の日が属する月の電気の計量期間等の終期の前日まで継続され、以後これにならうものとします。

8 契約電力の変更

（1）当社が、お客さまからの契約電流の変更の申込みを承諾した場合は、変更後の契約電力にもとづく基本料金は、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量期間等の始期から適用します。

ただし、お客さまが、新たな需給契約の申込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電力の値の変更を希望する場合は、この限りではありません。

（2）お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更したのちの計量期間等の始期から1年目の日が属する計量期間等の終期まで、契約電力を変更することはできません。

（3）契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、でんき需給約款 4（本約款等の変更）（2）および（3）に準じます。

9 本料金約款の変更および廃止

- (1) 当社は、本料金約款を変更する場合は、でんき需給約款 4（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本料金約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本料金約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、でんき需給約款 4（本約款等の変更）(2) および (3) に準じます。